

BTMU CHINA WEEKLY

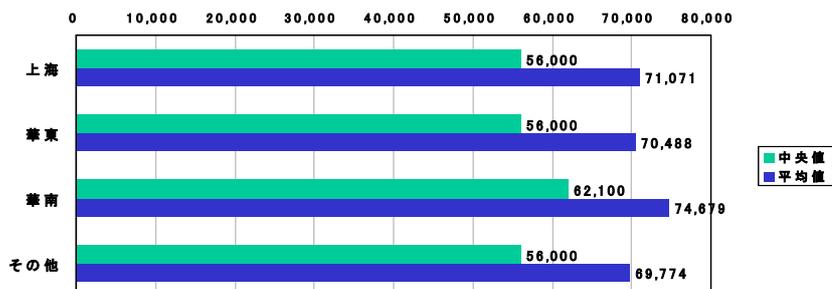
トピックス: 日系企業から見た中国の賃金水準の上昇

継続する高い経済成長に加え、政府が格差是正に本腰を入れ始めたこともあってか、最近、中国の賃金水準引上げに関する報道が目立つようになってきた。全国的な最低賃金引上げの動きは本週報5月24日号でも報じたが、その他にも中国南部、華南地区の深セン市で最低賃金が引上げられたこと、上海を中心とする華東地区でも引上げが検討されていることなどが報じられている(次ページご参照)。また、本邦系調査機関のレポートでも中国の賃金水準上昇問題を探り上げたものが見られた。この問題は、製造拠点としての中国の競争力を左右するという意味からも極めて重要なものといえそうだ。

ここでは、我々自身、即ち日系企業の視点からこの問題を見てみよう。幸い、当行の中国月報第5号で、パソナグループ・パソナ上海が「中国の給与概観」で、賃金動向を探り上げている(<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200401/106060601.pdf>)。ここで目を引くのは、ホンダ、トヨタ、日産など日系自動車メーカー、部品メーカーの進出が続く広州市を中心とした華南地区の賃金上昇だ。「全就労者平均給与」では、投資の加速から広州がトップになったことが指摘されている。また、日系企業人材市場では、パソナグループ調査から「日系自動車メーカー、部品メーカーを中心として、新規投資が活発な華南地域の人材市場の給与が、平均値、中央値ともに上海市、華東地区を上回る結果」となったとしている。これは、我々の通念、「華南は周辺地区から低所得の労働者を導入しているために低賃金、華東は上海、長江デルタ域内での雇用を中心としているため高賃金」という構造とずいぶん異なってきたことになる。

このギャップを埋める鍵は自動車産業の性格ではないか。そもそも自動車産業は資本集型産業であって、安価な労働が豊富な中国で生産活動を行って優位性を発揮できる労働集約型産業ではない。それではなぜ中国か？それは、中国国内市場の確保と、中国の規制や貿易障壁リスクを回避することであって、安価な労働力を求めてではないはずだ。そしてここに日本語スキルという要素も加味される。こうして見ると日系自動車産業が集積する広東省、特に広州の事情は少し特別ということになる。この我々が用いざるを得ない「日系企業」という水晶玉を通して見た中国の姿は少しだけ歪んだものである可能性があり、こうした要素を割引いて評価することが、とりわけ他業態、他地域への進出を検討する場合には、必要ではないか。

日系人材市場における地域別給与 (Pasona Group 調査) RMB (手取り年収)



全土サンプル数7,643 (登録者からのデータ 6,649 / 日系企業からのデータ994)、
調査方法 日系企業からのWEBアンケート、登録面談のヒアリング調査

(出所) 「中国の給与動向」パソナグループ上海、BTMU中国月報5号

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●不動産価格安定のための15措置発表

5月29日、建設部、国家発展改革委員会、財政部、国土資源部、人民銀行、税務総局等9部門が共同で「住宅供給構造を調整し、住宅価格の安定化を図ることに関する意見」(以下「意見」)を発表し、国務院がこれを批准した。「意見」は以下6分野に亘る15の措置を打ち出し、不動産価格の高騰を徹底的に抑制することを狙っている。

- ①住宅供給構造の調整(6月1日より中小型住宅の新規建設の割合を新規住宅建設総面積の70%以上とする等)
- ②税収、貸出、土地政策の調節機能の強化(6月1日より購入後5年未満の住宅の譲渡収入全額に営業税を課税、開発投資額に対する自己資本比率が35%以下のデベロッパーへの銀行貸出の禁止、住宅ローンの頭金を物件価格の30%以上に引上げ等)
- ③立ち退きの規模と速度調整による住宅需要急増の抑制
- ④不動産の市場秩序を整理整頓
- ⑤低所得家庭の住宅問題を段階的に解決
- ⑥不動産統計と情報公開制度の健全化

ここ数年、中国は住宅価格の高騰問題を抱えており、今年に入ってから北京、深圳等の都市部で価格急騰が続き、不動産市場の混乱状況が更に深刻化している。昨年5月にも「住宅価格を安定させることに関する意見」が実施されたが、期待された効果は得られなかったことから、今回の「意見」では前回に引き続き住宅構造の改善、土地供給、貸出と税収管理の強化、情報の透明化などを求めているが、その内容はより具体的且つ厳しいものとなっている。

なお、不動産市場の混乱については地方政府の責任も大きいと指摘され、今回の措置の実効を上げるべく、地方政府に対して、国務院の関連部門が執行状況の集中検査を行うことも予定されている。

2. 産業

●レノボ 1-3月の業績は9億HKドルの赤字

中国パソコン最大手のレノボ・グループ(聯想集団)が先般発表した2006年1-3月期の決算報告によると、9億HKドルの純損失を計上したことが明らかになった。予想を上回る額の赤字転落の原因について、レノボ側は①季節性要因、②新商品開発、レノボ商品の世界発売に係わる費用の増加と説明しているが、アナリストは、①IBMのパソコン部門買収後の組織再編に巨額の費用が掛かったこと、②海外知名度が低いために市場シェアを米デルやヒューレット・パッカード等のライバルに奪われたことが主因であると見ている。但し、欧米市場の業績不芳と対照的に、アジア市場での売上は順調に伸びているという。

3. 貿易・投資

●深圳特区 7月1日より最低賃金810元に引上げ

深圳市の2006年度の最低賃金が大幅に引上げられ、広東省内最高の月810元となる。広東省の主な都市の最低賃金も以下の通り引上げられる。適用期間は2006年7月1日から2007年6月末までの1年間。

<広東省主要都市の最低賃金>

	元/時間	元/月	前年比(%)
深圳市特区内	4.66	810	17.4
深圳市特区外	4.02	700	20.7
広州市(予想)	—	800	16.96
仏山,東莞,珠海市	—	700	21.95

なお、上海市は最低賃金が690元/月と従来全国で最も高い水準にあったが、同市では毎年定期的に最低賃金の見直しが行われ、今年度の水準についても今後発表される見込み。

4. 金融・為替

●中銀貨幣報告 流動性過剰によるインフレを警戒

5月31日、中国人民銀行は「2006年第1四半期貨幣政策執行報告」を発表した。生産過剰と固定資産投資の急増がデフレ圧力要因となる一方、流動性過剰からインフレが懸念されることを指摘し、金融政策による貸出の安定化が今後の課題としている。

具体的には、①貸出急増に歯止めを掛けるべく貸出総量を合理的にコントロールする、②公開市場操作の度合いを高め、金利の安定化を図る、③合理的な住宅取得を推進する為に住宅ローン制度を改善する等の方針を示した。

本年第1四半期の商業銀行の人民元貸出は1兆2,600億元と、既に年間貸出目標の半分以上を達成しているが、その原因として、①「11・5 規画」で計画された建設プロジェクトの新規着工件数の増加とこれに伴う借入需要が増加したこと、②上場商業銀行の収益率、配当向上志向に伴う「早期に貸出し、早期に収益をあげる」方針により貸出意欲が増加したこと、③外貨流入の増加に伴う通貨供給量の増加から銀行の貸出拡大の資金的条件が整ったこと、の3点を挙げている。

なお、人民銀行は本年4月28日に人民元の貸出基準金利を0.27%引上げたが、さらなる利上げについては明言を避けた。

EXPERT VIEW

保税区の商業化と運用時の課題

本紙巻頭特集(5月17、24、31日)で記載している通り、5月の連休明けから、上海外高橋保税区管理委員会の一行が訪日し、弊社と共催で「上海外高橋保税区セミナー(5回)」を東名阪で順次開催した。本セミナーのメインテーマは、1.「商業領域開放後の保税区企業のオペレーション」(①11次5ヵ年計画の税制優遇、②外高橋保税区最新情報、③外高橋保税区活用方法)、2.「保税区企業の区外連絡事務所問題」であったが、2.「区外連絡事務所問題」は、巻頭特集で解説しているのので、「商業領域開放後の保税区企業のオペレーション」に関し、「保税区企業の商業化の現状と商業化時の課題への対応状況」をセミナー内での解説、及びセミナー終了後、管理委員会からヒアリングしたので以下で順次解説したい。

まず、保税区企業の商業化の現状であるが、2006年4月末時点の認可企業数は110社。保税区企業の商業化とは、保税区企業の経営範囲に、従来認められていなかった中国での「輸出入経営権(貿易権)」と「国内流通販売権(流通権)」を追加することである。具体的には、保税区企業の経営範囲を以下の通りに変更することになる。

- 変更前～「国際貿易、中継貿易、保税区企業間貿易、貿易代理及び貿易コンサルティング、保税区外の輸出入権のある企業との直接貿易、区内商品展示」
- 変更後～「国際貿易、中継貿易、保税区企業間貿易、貿易代理及び貿易コンサルティング、保税区内商業性簡単加工及び倉庫業、〇〇の卸業、輸出入業務、コミッション代理業務及びその他関係業務」

従来保税区企業は、「輸出入経営権(貿易権)」と「国内流通販売権(流通権)」がなかったため、以下の様な問題・課題があった。

- ① 国内仕入れ・国内販売の卸売りが法的にグレー
- ② 貿易権をもっていない保税区外企業へ輸入品を販売する際、貿易権をもっている外資会社か交易市場へ輸入代理を委託しなくてはならず、手数料が2～3%かかる
- ③ 保税区商社は人民元から外貨への両替が禁止されているので、外資会社か交易市場へ手数料を払い両替を実施しなくてはならない
- ④ 自ら増値税領収証(發票)を発行できないので、交易市場に手数料を支払って發票を購入しないといけない
- ⑤ 保税区外から保税区企業が商品を仕入れし、輸出する際、規定上は海外へ輸出後仕入れ増値税が還付されることになっているが、実務上はほとんど還付されていない
- ⑥ 保税区外での分公司設立規制が、2004年に解禁されたにも関わらず、分公司設立実例がほとんどないこと
- ⑦ 間接輸出取引の仲介を保税区企業が行う際、関税は保税なるも増値税が課税され、最終加工企業が輸出しても、保税区企業からの仕入れは増値税の還付が不能になるケースがある。よって、実務上ほとんどの企業が一度保税区外加工企業が香港へ輸出し、増値税を還付し、保税区企業が再度香港から輸出し、保税区外企業へ販売するのでコストアップ、時間が余分にかかる
- ⑧ 輸入時商品が保税区に入らず、直接区外企業へ輸送され、保税区企業は商流のみに関与する取引において、保税区から海外企業への対外送金時、書類上の不備で対外送金ができないケースがある。特に、区外企業が物流園區、その他保税区の場合

上記問題は2004年6月1日に施行された「外商投資商業領域管理弁法(通称8号令)」と、2005年7月13日に公布された「商務部・税関総署弁公庁通知(通称76号通達)」により、保税区企業に対する貿易権、流通権の開放で、基本的に解決されるはずであった。しかし、実際は法

的な解釈が明確化されなかったため、実務上の運用を待たざるを得なかった。2005 年末までに約 20 社の保税企業が商業化され、本年に約 90 社が商業化され、数社の実際の運用が始まったので上記問題も徐々に解決され始めてきた。具体的には以下の通りである。

- ① 国内仕入れ・国内販売の卸売行為が法的にグレー
⇒ 経営範囲拡大による貿易権、流通権取得により、解決可能
- ② 貿易権をもっていない保税外企業へ輸入品を販売する際、貿易権をもっている外資会社か取引市場へ輸入代理を委託しなくてはならず、手数料が2~3%かかる
⇒ 自社で通関が出来るので、手数料が不要に。また実務上も事例あり
- ③ 保税企業は人民元から外貨への両替が禁止されているので、外資会社か取引市場へ手数料を払い両替を実施しなくてはならない。
⇒ 本年1月の時点では、海外から保税外企業へ直接輸送された貨物の決済は、保税企業で両替可能であったが、保税区内に商品がはいった決済は、両替不能であった。今回の外高橋保税管理委員会の説明では、「現在は保税を通った貨物の決済の両替も可能になっている」とのことだが、事例は少なく実際にオペレーションを行う際は、個別に取引銀行に確認して行った方が良さそうである。
- ④ 自ら増値税領収証(発票)を発行できないので、取引市場に手数料を支払って発票を購入しないといけない
⇒ 管理委員会の説明では、「テスト的に増値税領収書の自社発行が開始された。今後商業化された企業全てに自社発行が認められる予定」との事。しかし、一般納税人資格取得の問題は残る。
- ⑤ 保税外から保税企業が商品を仕入れし、輸出する際、規定上は海外へ輸出後仕入れ増値税が還付されることになっているが、実務上はほとんど還付されていない
⇒ 本年1月の時点では、保税外企業から海外へ直接輸送された貨物の仕入れ増値税は、保税企業で還付が可能であったが、保税区内に商品がはいった増値税は、還付不能であった。しかし、「現在は保税を通った貨物の増値税も還付可能になっている」とのことだが、両替と同様に事例は少なく、取引を行う前に地元税務署に確認した方が良さそうである。
- ⑥ 保税外での分公司設立規制が、2004 年に解禁されたにも関わらず、分公司設立事例がほとんどないこと。
⇒ 商業化された企業の2社がすでに区外での分公司設立が認められた。また、保税企業で商業化されていない状態でも、欧米企業が保税外で分公司設立が認可になったとの説明もあり。
- ⑦ 間接輸出取引の仲介を保税企業が行う際、関税は保税なるも増値税が課税され、最終加工企業が輸出しても、保税企業からの仕入は増値税の還付が不能になるケースがある
⇒ 本件は、貿易権・流通権とは関係なく、物流園区利用により解決可能。しかし、保税企業が物流園区倉庫・物流会社へ倉庫保管委託契約を行うが決済することは出来ず、保税の分公司を物流園区に設立することが必要な模様。
- ⑧ 輸入時商品が保税に入らず、直接区外企業へ輸送され、保税企業は商流にのみ関与する取引において、保税から海外企業への対外送金時、書類上の不備で対外送金ができないケースがある。特に、区外企業が物流園区、その他保税の場合。
⇒ 本件は、貿易権・流通権とは関係なし。保税外企業の取引銀行からの「電子底帳」の取得か、書類ベースへの決済方法変更により解決可能。

上記の他に保税外事務所の扱い、異地経営の問題、分公司での増値税発票の発行の可否、分公司の企業所得税計算方法と納付方法等まだ保税企業の商業化に関しては、取扱いが安定しない点が多いので、実際に取引を行う際は慎重に対応された方が良いと思われます。

以上

(中国業務支援室 赤坂 恵司)

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
					Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		Close	前日比
2006.05.29	8.0262	8.0205~8.0265	8.0211	-0.0039	-	-	1.03426	-0.0002	-	-	1.6150	1731.94	36.53
2006.05.30	8.0275	8.0252~8.0325	8.0320	0.0109	-	-	1.03470	0.0004	10.3110	0.2744	1.6130	1741.04	9.10
2006.05.31	8.0180	8.0170~8.0270	8.0175	-0.0145	7.1490	0.0000	1.03470	0.0000	10.3110	0.0000	1.6667	1724.34	-16.70
2006.06.01	8.0205	8.0192~8.0220	8.0204	0.0029	7.1180	-0.0310	1.03310	-0.0016	10.2530	-0.0580	1.7359	1769.56	45.22
2006.06.02	8.0200	8.0195~8.0270	8.0230	0.0026	-	-	1.03430	0.0012	10.2668	0.0138	8.0214	1754.00	-15.56

トピックス

【5月29日】

- 中国証券報が報じたところによると、巴曙松 国务院発展研究センター副所長は、外貨の流入で金融政策運営が困難になっているため、中国は外貨流入の伸びを抑制するため一段の措置を講じる必要があるとの見解を示した。
- 新華社によると、政府は、過熱している不動産価格の抑制を目指し、購入後5年以内に売却した住宅の売却益に課税するほか、住宅を購入する個人が支払わなければならない頭金の割合を購入代金の20%から30%に引き上げること等の一連の対策を発表した。

【5月31日】

- 上海証券報が報じたところによると、国家情報センターは、国内経済は不動産のような一部セクターで過度の成長がみられるものの、全体としては過熱していないとの見解を示し、4月のマクロ経済に関する指標が3月から大きく変動しておらず、同国経済は引き続き、概ね良好とした。
- 黄海 商務次官補、今年の同国の貿易黒字が昨年からやや縮小するとの見通しを示した。
- 薄熙来 商務相は、人民元の再切り上げを求める声が出ていることについて、政府は為替レートを操作しておらず、そうした要求は不当であるとの認識を示した。
- 中銀は、金融政策に関する報告書を公表した。基本的に人民元の安定を維持しつつ、元の柔軟性を拡大するため為替改革を推し進めること、国際収支を均衡させるため革新的な措置をとることを表明し、人民元の交換性拡大に向けて改革を進める方針を示した。国内経済については、急激な固定資産投資の増加を警告した上でデフレ圧力の主因となっているとの認識を示す一方で、流動性は過剰であり、政策当局はインフレリスクを警戒する必要があると指摘した。
- 中銀は、デリバティブを含む新たな金融商品の導入に重点的に取り組むなど、同国の資本市場を一段と発展させる意向を表明した。

【6月1日】

- 国家外為管理局(SAFE)は、保険会社の外貨規制を緩和する新規則を公表し、保険料の受け取りと保険金の支払いを人民元・外貨のどちらで行うかについて、保険会社の選択の自由度を高めるとした。海外の再保険事業向けの外貨購入についても、国内保険会社に適用していた制限を撤廃する。

【6月2日】

- 樊綱 経済改革研究基金会国民経済研究所所長は、米国が双子の赤字問題を解決するまで、中国は変動相場制に移行することはできないとの見解を示した。
- 劉明康 銀行業監督管理委員会(CBRC)委員長は、政府がこのほど発表した不動産価格抑制策について、投機抑制で効果を発揮することを期待しているとし、自宅の購入需要が減退することは望まないとの見解を示した。
- スノー米財務長官は、米国の強いドル政策が退任後も継続するとの見解を示した上で、対中国政策についても「米政府が、市場開放、通商法規の順守、そして特に財務省の観点からは為替の柔軟性および内需への依存拡大が重要と強調することを含め、これまでの政策を今後も進めていくと確信している」と述べた。

RMB レビュー&アウトルック

- 29日、1米ドル8.0262円で寄り付いた人民元は、今週も先週に引続き一進一退の動きを続け、結局同水準の8.0230円で越週した。この所、人民元の上昇が止まったかに見えるが、一方で4月以前に比べ、一日当りの変動幅は拡大しているようである。31日も0.01元(0.12%)の変動となったが、最近では0.015元(0.19%)以上の変動となる日もあった。政府方針である人民元相場の柔軟性拡大は徐々に実行に移されているようである。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さい。宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。